

「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等」
企画及び運営業務委託に係る仕様書

1 業務名称

「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等」企画及び運営業務

2 目的

本仕様書は、奈良県教育委員会事務局高校教育課（以下「発注者」という。）が実施する「令和6年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座等（以下「研修講座等」という。）」における企画及び運営業務を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

3 履行期間

契約を締結した日から令和7年2月28日（金）まで

4 研修講座等概要

(1) 目的

奈良県立高等学校の教員として進学教育に求められる教科指導力向上のため、高校生の難関国公立大学受験に対応した指導方法を学ぶことを目的とする。

(2) 対象者

奈良県進学教育重点校4校の各教科担当教員

(3) 内容

「現代文」「古文」「漢文」「日本史」「世界史」「地理」「公民」「数学」「物理」「化学」「生物」「英語」の5教科12科目について、高等学校教員の教科指導力向上研修講座（以下「研修講座」という。）及び模擬試験等分析会を実施する。

(4) 実施時期

ア 研修講座

令和6年8月

実施日及び時間等の詳細については発注者と相談の上、決定する。

イ 模擬試験等分析会

奈良県進学教育重点校の各校担当者と相談の上、決定する。

(5) 会場

奈良県立教育研究所及び各奈良県進学教育重点校

5 業務内容

(1) 研修講座の企画

ア 研修講座の目的と発注者の意図を十分に反映した内容を企画すること。

イ 研修講座の内容は、高校生の難関国公立大学受験に対応した指導方法を学ぶものとし、特に「学力の3要素」を確実に育成し、大学教育で更なる伸長を図るための実践的指導力育成をテーマとすること。また、参加者に、教科指導力向上に係る各種の情報等を提供すること。

ウ 研修講座は4(3)に示した5教科12科目において、それぞれ90分を1コマとして、各科目1コマ以上5コマ以内の全29コマを開講するものとする。

なお、開講する研修講座の内訳については発注者と相談の上、決定する。

エ 参加者数は10名から20名程度を想定したものとする。

オ 過去の難関国公立大学の入試問題をベースにしたオリジナル教材等を用いて、研修講座の目的を十分に達成できる講師により実施することとする。

(2) 研修講座の運営

ア 参加者の募集、各種調整、事務連絡等は発注者が行う。

イ 研修講座実施日における参加者の受付は、発注者もしくは会場の担当者が指定する場所において行い、参加者の出席管理を行うこと。また受付後、参加者を各講座の実施場所に案内すること。

ウ 研修講座は1名以上の講師により進行し、(1)で企画した内容を実施すること。

エ 研修講座に必要な機器等は受注者で準備すること。ただし、実施場所に設置されている機器等について、発注者もしくは会場の担当者が許可した機器等は使用しても良い。

(3) 模擬試験等分析会の企画

ア 奈良県進学教育重点校で実施している模擬試験等について、教員を対象とした各学年の分析会を企画すること。

イ 実施日、時間、内容、場所等については、奈良県進学教育重点校の各校担当者と相談の上、決定すること。

(4) 模擬試験等分析会の運営

ア 奈良県進学教育重点校の各校担当者と連絡を取り、(3)で企画した内容の準備を進め、実施すること。

(5) 業務に係る特記事項

ア 上記(1)~(4)の他、研修講座等の企画及び運営に必要な業務についても行うこと。

イ 受注者は、契約後速やかに発注者と業務に関する詳細について打合せを行い、本業務の実施体制及びスケジュールをとりまとめること。

6 提出書類等

(1) 業務完了報告書及び実施報告書

受注者は、全ての研修講座等実施後、3に定める履行期間終了までに業務完了報告書及び実施報告書を作成し、発注者に提出すること。

(2) その他

上記(1)の他、発注者から要請があった書類や資料等は、速やかに提出または提示すること。

7 業務委託に関する契約に含む諸経費

(1) 契約金額に含む諸経費

ア 研修講座等の企画及び運営に関する諸経費

イ 講師の謝金

ウ 研修講座等の企画及び運営に関わる受注者側関係者の交通費・宿泊費

エ 使用する教材や配布資料等に関する諸経費

(2) 契約金額に含まない諸経費

ア 研修講座等実施の会場使用に関する費用

イ 発注者側関係者の交通費

8 発注課

奈良県教育委員会事務局高校教育課

担当：松本 喜多

TEL：0742-27-9853（直通）

9 その他

- (1) 受注者は、教育関係者との取り組み経験があり、高等学校教員を対象とした、高校生の難関国公立大学受験に対応した指導方法についての研修講座を研究・開発・実践・開催の経験を有していること。
- (2) 受注者は、業務にあたりその責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合は、この限りでない。
- (3) 受注者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務上で知り得た情報を発注者の許可なく本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩、開示、貸与または譲渡してはならない。これらのことは、本業務終了または解除後も同様とする。
ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。
 - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 取得後、受注者の責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 発注者から秘密でないと指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に発注者と協議の上、承認を得たもの
- (4) 委託料は、本仕様書に示す業務について全ての履行を確認した後、請求に基づき受注者が指定した金融機関の預金口座へ振込により支払うものとし、前払い及び部分払いは行わないこととする。なお、研修講座の開催方法の変更等により契約金額が変更となる場合は、当初契約金額内であれば、実施報告書及び収支精算書に基づき支払額を決定する。
- (5) 本業務の実施の際に生じた知的財産権は、原則として発注者である奈良県教育委員会に帰属する。
- (6) 本業務の履行にあたっては、各種法令を遵守すること。また、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。